

第2回佐呂間町議会定例会 第1号

令和2年6月23日（火曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長行政報告
- 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額の決定について)
- 5 令和2年度第1回定期監査報告書の提出について
- 6 一般質問
- 7 議案第 3号 佐呂間町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 6号 佐呂間町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 7号 佐呂間町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 9号 佐呂間町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 8号 佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第10号 佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について
- 16 議案第 1号 令和2年度佐呂間町一般会計補正予算（第3号）
- 17 議案第 2号 令和2年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 18 同意第 1号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 19 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 山内一弘君 | 2番 高橋紀久君 |
| 3番 船木司君 | 4番 土田剛君 |
| 5番 小松正義君 | 6番 加賀屋修君 |
| 7番 佐藤昭男君 | 8番 但木早苗君 |
| 9番 三田真美君 | 10番 吉野正剛君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	川 根	章 夫	君
会 計 管 理 者	海 辺	雅 裕	君
総 務 課 長	玉 井	伸 一	君
総務課長補佐	藤 原	幹 也	君
企画財政課長	久 米	修 一	君
企画財政課長補佐	山 原	光 広	君
企画財政課長補佐	土 本	千 晶	君
町 民 課 長	渡 部	り 子	君
保健福祉課長	兼 平	茂 雄	君
保健福祉課参事	斎 藤	博	君
農 務 課 長	中 村	直 樹	君
経 済 課 長	菊 地	秀 喜	君
建 設 課 長	桑 島	孝 之	君
建 設 課 参 事	鶴 田	俊 洋	君
愛 の 園 園 長	片 岡	満 之	君
保 育 所 長	安 藤	誠 司	君
教 育 長	仲 川	倫 則	君
管 理 課 長 兼			
学 校 給 食	永 野	正	君
セ ン タ ー 所 長			
社会教育課長兼			
武 道 館 ・ 温 水	土 門	武 史	君
プ ー ル 館 長			
函 書 館 長	林	洋 樹	君
農 委 事 務 局 長	中 村	直 樹	君
代 表 監 査 委 員	川 又	則 之	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	鈴 木	英 樹	君
庶 務 係 長	飯 田	篤 史	君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（吉野正剛君） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、令和2年第2回佐呂間町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。
事務局長。
○議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。
本日の欠席及び遅参届出等の議員はございません。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
本定例会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案11件、同意1件、承認1件です。

本定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。

5月11日及び6月10日に実施しました例月出納検査の結果について監査委員より報告がありました。お手元の議案につづり込みのとおりです。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人等について経営状況を説明する書類の提出がありました。別紙のとおり、株式会社ドリームフロンティアについての関係書類を配布しております。

前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。

以上です。

- 議長（吉野正剛君） 次に、6月8日実施されました総務福祉常任委員会現地調査の報告があります。

3番。

- 3番（船木 司君） それでは、私のほうからご報告いたします。

去る6月8日、所管事務調査終了後、佐呂間公衆トイレ、浜佐呂間活性化センター、浜佐呂間公衆トイレの現地調査を実施いたしました。

佐呂間公衆トイレについては、平成7年に佐呂間市街地での利用者のために建てられた公衆トイレですが、平成22年には一部ウォッシュトイレ付きの洋式化の改修もされ、利用しやすく、また現在コロナウイルスの影響により、施設の清潔面においても留意が必要なところですが、清掃も行き届いており、安心して使用できるトイレであり、今後とも適切な管

理を願いたいと思います。

浜佐呂間活性化センターについては、平成6年に浜佐呂間地区のコミュニティセンターとして建てられた施設であります。この建物は、建設から25年以上が経過しており、徐々に経年劣化は見られるものの、昨年は屋根の防水工事を行うなどの改修を行い、また施設の清掃も行き届いており、浜佐呂間地区の唯一の集会施設として今後においても施設の適正な維持管理を願います。

浜佐呂間公衆トイレについては、国鉄湧網線が昭和62年に廃止となった後、旧浜佐呂間駅周辺の場所に昭和63年に建てられた公衆トイレであります。このトイレは、既に建設から30年以上経過しており、以前は凍結防止のため冬期間は使用制限がされておりましたが、平成28年の暖房設備の設置と風除室を設ける工事で通年利用が可能となり、使用者の利便向上が図られておりますが、今後とも適切な管理を願いたいと思います。

最後に、説明に同行していただきました担当職員にお礼を述べまして、以上簡単であります。総務福祉常任委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 次に、6月9日実施されました産業文教常任委員会現地調査の報告があります。

4番。

○4番（土田 剛君） 私のほうから報告をいたします。

去る6月9日、所管事務調査終了後、ピラオロ展望台、幌岩山展望台、道の駅の現地調査を実施いたしました。

ピラオロ展望台につきましては、富武士漁港から続くサロマ湖を見渡せる展望台として平成8年に整備された施設ですが、鉄筋コンクリート造りの建物は堅牢な造りであり、損傷も見られませんが、展望台の使命であるこの場所からの眺望がピラオロ台周辺に生えている国有林の枝葉に遮られ、視界が狭くなっているのが少し残念に感じました。

次に、幌岩山山頂にあるサロマ湖展望台については、その名のとおり、サロマ湖をぐるっと一望でき、さらにオホーツク海や遠く知床連山が眺められる展望台として平成元年に建設されたものです。構造としては鉄骨造りで、さらにこちらは山の景観に合わせて外壁が木で覆われた造りになっておりますが、建設から30年以上が経過し、木造部分が経年劣化、老朽化により穴が空いている箇所も見られたので、今後においても適正な維持管理を願いたいと思います。

次に、道の駅サロマ湖ですが、今年新たに整備されたドッグランを視察しました。道の駅の敷地内にある体験農園の一部について芝生の整備をし、フェンスを設置したものでありますが、ここのドッグランは大型犬用と中小型犬用に区分がされており、たとえ小さな犬であっても安心して利用できる施設であります。利用料も無料なので、多くの愛犬家に利用していただき、併せて道の駅みのもも多くの方に寄っていただきたいと思いますが、今回調査した3か所の施設はいずれもコロナの影響もあり、ほとんどお客さんはいなかったわけで

すが、一日も早いコロナの終息と観光客復活を切に願うものであります。

最後に、説明に同行していただきました担当職員にお礼を述べまして、以上簡単であります。産業文教常任委員会の報告といたします。

以上、終わります。

○議長（吉野正剛君） 次に、5月13日、令和2年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会が開会されました。その報告があります。

9番。

○9番（三田真美君） 令和2年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会が5月13日に開催され、私が出席しておりますので、ご報告をいたします。

まず、新聞報道等で報じられた消防職員の新型コロナウイルス感染の報告がありました。感染した職員は、遠軽消防署に勤務する遠軽町在住の20代男性職員で、4月9日に38.4度の発熱とせき症状があり、同日医療機関を受診し、PCR検査の結果、4月11日に陽性と判明し、オホーツク管内の指定医療機関に入院いたしました。その後2週間の入院で症状が改善、陰性が確認され、4月23日に退院し、2週間の自宅療養を経て、現在は職場復帰していることです。また、この職員と共に勤務していた11名の職員も感染拡大防止のため、2週間の自宅待機をし、感染症状がないことから、全員が4月22日から勤務に復帰しているとのことですが、施設内や車両等消毒については日常的に清拭消毒を実施しているとのことでもあります。

令和2年度の事業執行状況については、ごみ焼却施設事業、し尿等処理事業及びリサイクル事業については、機器類の故障もなく、順調に処理が行われているとのことでした。新規採用職員については、4月1日付で消防に3名の職員を配置し、4月13日から北海道消防学校にて5か月の新任教育が開始される予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、6月1日から約3か月に短縮されて教育が行われる予定であります。火災発生件数については、4月末現在、建物火災が3件、車両火災が1件、その他火災が4件、合計で8件で、昨年同時期と比較し、7件減となっております。救急出動状況については、4月末現在573件、搬送人員は540人で、昨年同期と同水準とのことです。

次に、提案された議案ですが、まず議案第1号 令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出の総額の増減はなく、衛生費の歳出中、人件費の予算の組替えを行うものであります。議案第2号から第4号は、いずれも財産の取得であります。議案第2号は中湧別分団に配備している消防ポンプ車の更新として、税込み2,970万円で札幌市の山崎自動車株式会社から取得するものです。議案第3号は、遠軽町第3分団社名淵に配備している小型動力ポンプ積載車の更新として、税込み1,628万円で札幌市の北海道ドライケミカル株式会社から取得するものです。議案第4号は、遠軽町安国分団に配備している小型動力ポンプ積載車、ワンボックス型の更新として、税込み996万1,600円で札幌市の株式会社北海道モリタから取得するものです。

以上、提案された議案は原案可決し、同日閉会いたしました。

詳しい内容は、議会図書室に書類を置いてありますので、各自お目通しください。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、三田議員、1番、山内議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（吉野正剛君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から25日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から25日までの3日間に決定をいたしました。

◎日程第3 町長行政報告

○議長（吉野正剛君） 日程第3、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の申出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（川根章夫君） 前臨時町議会以降の行政報告と提出案件についてご説明申し上げます。

初めに、学校給食費の負担軽減についてであります。新型コロナウイルス感染症対策のため、国と北海道の要請を受け、町内の小中学校を臨時休校とした一方、休校によって学校給食における子供たちへの栄養提供が著しく低下したことにより、各家庭では保護者の負担が非常に大きいと感じております。また、休校や分散登校の連続で分散登校時の給食メニューも変更が多くなっていることなどを鑑み、保護者に対して給食費の負担軽減を実施することといたしました。5月の分散登校日、約7日分の給食費は無料とし、4月と6月からの通常登校を算定し、1食当たりの給食費の2分の1を軽減いたします。小学校では1人当たり年間2万1,000円程度、中学校では2万5,000円程度の給食費が減額となり、町内児童生徒342名分を対象とし、合計769万円分の軽減となり、今定例会においてその分を補正予算として提案させていただいております。また、休校中は学校給食における牛乳提供もできなくなり、消費が低減しましたが、5月14日に、町の基幹産業である酪農業振興のため、三栄通商様から町内児童生徒、教職員に対して牛乳贈答券500セット、総額

50万円の寄贈をいただきました。さらに、5月18日には、佐呂間町農業協同組合様より給食センターへ乳製品を利用した給食提供の願いとして牛乳贈答券30万円分の寄贈をいただきました。ご寄附をいただきましたことに対して感謝、お礼申し上げますとともに、ご報告をさせていただきます。

次に、農作物の生育状況についてであります。今年の冬は1月末まで雪が積もらず、少雪だったことから、秋まき小麦の凍害等が心配されておりましたが、雪解け後の生育に異常はなく、平年並みの生育となっております。また、春巻き小麦やビートの播種作業も4月下旬から順調に進み、デントコーンの播種作業も例年どおり変わらず、連休明けに開始されました。しかし、5月13日夕方に局地的な大雨になり、土砂や種の流出、畑表面が固くなることによる発芽障害が一部で発生し、また6月5日には局地的に強い雨と大粒のひょうにより、川西を中心にタマネギ、ビート、大豆、小麦などが被害を受けております。被害を受けました畑については、農業改良普及センターや農協など関係機関と連携し、被害状況の確認、対応等を迅速に行ったところでありますが、今後も被害圃場の生育状況を注視し、対応してまいります。一部天候不順による被害はありましたが、総じて農作物の生育はよく、今後の安定した天候を願うところであります。牧草につきましては、6月11日からサイレージと乾燥収穫作業が行われ、生育もよく、収量が多くなることが予想されておりましたが、天候が優れず、作業遅れによる品質低下が懸念され、早い天候回復を期待するものであります。

次に、町有牧野の入牧状況についてであります。本年は5月16日と20日の両日で入牧が行われ、6月18日現在、3か所の町営牧場で乳牛483頭が放牧されており、今後とも酪農経営の基本であります健康で丈夫な牛の育成を図ってまいります。

次に、漁業についてであります。外海ホタテ稚貝放流につきましては、5月16日から5月26日までの10日間の日程で終了し、放流した数量は7,963万粒を予定どおりC海区へ放流を行ったとの報告を受けております。ホタテ稚貝採苗につきましては、オホーツク海やサロマ湖内の海水温が平年よりやや高く推移し、ラーバの出現が早く見られたことから、5月7日より採苗器の投入が始まり、順調に推移をしております。今後は、海水温の状況等を見守りながら、ラーバの付着状況調査を慎重に行っていくとのことであります。マス稚魚につきましては、5月7日、8日に床丹川などの町内3河川からそれぞれ33万尾余りの合計100万尾を放流しております。また、サケ稚魚の中間育成につきましては、5月1日から稚魚200万尾を搬入、うち190万尾を3基の生けすで飼育した後、5月23日に放流し、残る10万尾につきましては佐呂間別川より放流を行い、4年後の回遊を期待しているところであります。外海ホタテ漁業の本年の漁獲目標は、本操業計画では1万トンに設定し、6月1日より1隻20トン体制で操業が開始をされております。

次に、公共事業の執行状況についてでございますけれども、令和2年度、町が執行を計画しております主な工事と委託の事業件数につきましては57件で、事業費の総額は8億6,800万円を予定しております。現在までの発注状況につきましては、33件で5億7,1

00万円であり、発注率は件数で58%、金額では66%となっております。現在各町道や公共施設などでの改修工事が着工しておりますので、町民の皆さんには何かとご不便をおかけしておりますが、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、本定例会に提案した提出案件の概要についてご説明申し上げます。提出案件は、議案11件、同意1件、承認1件でございます。まず、予算の補正提案につきましては、令和2年度佐呂間町一般会計補正予算、令和2年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算の2件であります。次に、条例の一部改正についてであります。佐呂間町特別職報酬等審議会条例等、佐呂間町税条例、固定資産評価審査委員会条例、佐呂間町手数料条例、佐呂間町国民健康保険条例、佐呂間町国民健康保険税条例、佐呂間後期高齢者医療に関する条例、佐呂間町総合介護条例の8件であります。次に、計画の策定についてでありますけれども、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の1件であります。次に、同意につきましては、農業委員会の委員につき同意を求めることについてでございます。次に、専決処分の承認についてであります。損害賠償の額の決定についての1件であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これで行政報告は終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（玉井伸一君） それでは、承認第1号をご説明いたします。議案書は一番最後になります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明をいたします。本年4月9日、交通安全指導車による車両同士の接触事故によりまして損害賠償が発生いたしました。過日示談内容が確定しましたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、この損害賠償の額の決定について議会の議決をいただくものでありますが、迅速な賠償事務を進めるため、6月10日付専決処分させていただきましたので、その内容について承認を求めるものであります。

事故の状況といたしましては、春の全国交通安全運動期間における街頭啓発のため、職員が交通安全指導車で車両広報を行いながら道道留辺薬浜佐呂間線の市街地内を知来方面に走行中、ラッキーパチンコに面する交差点において町道二六町道路を海幸方面から道道に出てきた相手方の軽自動車と接触したものであります。損害賠償額は1万730円、損害賠償の相手方は、
、
氏であります。現場の状況といたしましては、職員が運転する交通安全指導車は車両スピーカーによる広報活動を行いながら

時速約20キロの低速で道道を走行しておりましたが、一時停止義務のある町道側から道道との交差点を直進し、進入してきた相手車両を避け切れず、接触したものであります。相手車両の損害額は全体で5万3,650円となりますが、過失割合が20対80でありまして、2割に相当する1万730円を賠償するものであります。今回の損害賠償額につきましては、町が加入しております一般社団法人全国自治協会の町有自動車損害共済から全額補填がされます。また、損害賠償の額の決定につきましては、保険会社から直接支払われます金額を決定させていただいたものであります。

なお、今回の事故につきましては双方共に人的被害はありませんでしたが、損害賠償の案件が発生したことをおわびいたしますとともに、今後とも安全運行に対する指導を徹底し、事故の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 令和2年度第1回定期監査報告書の提出について

○議長（吉野正剛君） 日程第5、令和2年度第1回定期監査報告書の提出についてを議題とします。

定期監査の結果について監査委員から報告書が提出されておりますので、この際代表監査委員の説明を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（川又則之君） それでは、令和2年度の第1回定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施をいたしましたので、ご報告申し上げます。

監査の実施期間は、5月20日から5月26日までのうち5日間であります。

監査の対象は、いずれも令和元年度、町の補助金等関係事務、投資的事業の契約事務、物品購入契約に関する事務、財産の取得及び処分に関する事務、施設等の利用状況についてで

あります。現地調査につきましては、記載のとおり、武道館・温水プールから若佐公営住宅までの6か所でございます。

次に、町から提出を受けた調書であります。事前に提出を受けた調書は、書類審査用として補助金交付金に関する調べ、投資的事業執行状況調べ、物品購入調べ、財産の取得及び処分等調べ、施設利用状況調べであります。また、現地調査用としては、武道館・温水プールから100年広場、総合グラウンド、総合公園、若佐コミセンにつきましてはそれぞれの施設利用状況、若佐公営住宅では入居状況を提出していただき、調査の参考といたしました。

監査の結果であります。補助金等関係事務につきましては、関係書類の提示を受け、かつ必要に応じ主管課の説明を受けて監査した結果は、事務適正であると認められました。以下、投資的事業の契約事務、物品購入契約に関する事務、財産の取得及び処分に関する事務につきましても、いずれも事務適正であると認められました。現地調査につきましては、これまでの定期監査の中で調査ができなかった施設を重点に今回も調査を行いました。それぞれ適正に執行及び維持管理をされておりました。

以上でございます。第1回定期監査報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これで監査委員の報告は終わります。

◎日程第6 一般質問

○議長（吉野正剛君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、回数に制限を設けておりませんが、質問に当たりましては質問要旨を具体的かつ簡明に願いたいと思います。

順番に発言を許します。

2番。

○2番（高橋紀久君） 議長のお許しをいただきましたので、今日もまたこの町佐呂間に尽くすことができるよう質問させていただきますが、理事者の皆様とは距離離れておりますので、マスクを外したまま質問させていただくことご了承ください。

それでは、今日は事前に通告していた題目を若干変え、より広い意味合いに変えて、情報通信基盤（ブロードバンド回線など）の整備についてという内容で数点伺いたいと思います。まず冒頭に、現在の情報化社会において、あらゆるものをインターネットに接続することが標準化しつつあると思われ。IoTとかモノのインターネットなんていうふうに使われているかと思いますが、それらをつなぐ回線は道路や上下水道、電気などと同様に今や必要不可欠、もちろん町民福祉の向上にも寄与し、また行政システムにも不可欠かなと思われ。そういう必要不可欠なインフラ整備の一つであると考えます。高速で大容量、かつ常時接続可能な安定したデータ通信を必要とする今、ブロードバンド回線などの情報

通信基盤の整備についてどのような考えをお持ちなのか、以下に数点伺いたいと思います。

まず、1点目の質問です。現在の町内には各種の情報通信回線が引かれておるかと思われる。これほとんどが民設民営で、かつ有線であれば電話とかインターネットの光回線、そしてまたあとは無線など、携帯電話などもそうです。そういうような情報通信回線が引かれておりますが、回線によっては基地局から遠くなるにつれ通信速度が遅くなるなど、期待どおりの通信ができないとの声が多数あると聞いております。例としまして、先日コロナの影響で、札幌の専門学校生なのですけれども、そちらが学校が休校となっていることでこちらの地元のほうに帰省していたのですけれども、コロナの休校時、山間部に居住していたため、学校のほうで遠隔授業を始めようということだったのですけれども、それになかなか対応できない。その場所では通信ができないため、佐呂間の町まで出てきて遠隔授業を受けていたという話も聞いております。また、携帯電話とかの移動通信というのでしょうか、そういうものの通信費とか、また安定したデータを得られないという話も聞いております。そのような期待どおりの通信ができないとの声から、現在の町内全域の有線情報通信回線、種類の敷設状況とか世帯カバー率、そのような状況について町としてどこまで把握しているのか。また、安定した有効、快適な通信のためには光ファイバー回線の整備が必要、急務であるとの考えから、それらの整備について町としてどのような考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） まず初めに、町内の光回線、光ファイバーのこれまでの整備された経緯についてご報告をさせていただきます。

平成20年9月、私が町長に就任した後、審議会を立ち上げていただいた第4期総合計画、この計画立案時、審議会における施策といたしましてブロードバンド環境の充実が強く求められるとともに、並行して多くの商工業、経済団体、個人事業者、医療関係者より、光通信のサービス提供を受けたいとの要請行動もあり、私自身財政スキームや設置後の維持補修等を総合判断をし、工事等に当たっては既に埋設されております電話回線保有のNTTと交渉を進めたものでございます。当然NTTも民間事業者であり、未設置の地域への提供加入件数と、これは不採算地域解消のため、1地区100から150件の加入がなければ基本的には受けられないとの姿勢と事前申込み等々の条件が示され、これらの確保のため、説明会等を施し、その後条件を満たしたことから、平成24年9月、佐呂間市街地域をエリアに提供開始をさせていただきました。今の言葉で言いますと民設民営、これはNTTで工事の整備と維持管理をしていただく、整備を図っていただくとともに、併せまして協議の場にかけておりました富武士、トカロチ、若里浜地域も同時に協議を重ね、地域の加入を募り、1地区100件の条件を満たすことを進めた結果、平成27年2月から同地区もサービス提供が開始されたもので、民間のNTTはこれまで不採算地域に対しては事業は受け入れない姿勢であったわけでございますけれども、2つの地域ともこれは全部クリアをしました。行政の熱意と信頼関係により、積極的に構築をされたことにより、町の負担の発生がな

い。全てが民設で整備をされたものでございます。

高橋議員ご質問の光ファイバー回線の整備が必要、急務とのことであります。現在の利用可能世帯数は全町で68.97%、全道、管内でも低い位置にあります。したがって、未整備の上地区、若佐、栄、下地区の知来、仁倉、浜佐呂間、幌岩の通信網は、これまでADSL、これは一般の電話線を利用することによるインターネット接続が主流となっており、前々から通信データの大量化により、ダウンロードにより時間がかかる、動画がフリーズする等不具合が生じることが多く見られたことから、これらの地域の早期の回線の敷設が課題となっており、自治会なり企業、農業、さらに漁業者から要請が出されるとともに、4月に入り早々、町長として最後の任期中に何としても道筋を立てての退任を切望されたものでございます。

これらのことは、これまでの国の情報通信計画に起因しておりまして、IoT、これはモノのインターネット、ICT、これは情報通信技術、AI、これは人工知能、またロボットなど目覚ましい未来技術が進展しており、これからは狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会の姿を目指すSociety5.0を提唱し、その実現に向け、新たなICTなどの開発の支援や基盤となる光ファイバーや5G、これは第5世代無線移動通信技術等々のインフラ整備の促進などの取組を推進し、ブロードバンド環境の面的整備が強く求められておることが重要と考えたものでございます。私も近隣の整備が進んだ市町村との格差や町内での情報通信基盤格差を是正し、町民がひとしく最新のICTの恩恵を受けるためには光通信サービスが町内全域に整備されるよう、民間主導で整備を進めることが必要であり、民設民営を原則に、これまでも積極的にNTTに対し地域の要望としてサービス提供を要請してまいりましたが、どうしても不採算地域1地区で100件から150件の確保等々で実現しなかったのが現状でございます。

このような現状の中で、新型コロナウイルスの急速な感染拡大により、いち早く北海道では2月28日の緊急事態宣言が発令されて以降、学校の休業、外出自粛や施設等の休業などが続き、遠隔教育、遠隔医療、テレワークなどの新しい生活が求められ、条件不利益地域も含めた情報通信インフラ整備の不足が打ち出されるとともに、長期休校が続く中、オンライン授業推進、この実現のため光ファイバーの整備が必要とされており、過般来国からも令和2年度第2次補正予算により補助金や地方創生臨時交付金、過疎債の優先枠などを活用し、光ファイバー整備の推進に積極的に取り組むように求められたものでございます。この時期、この機会を逃すと不採算地域となる佐呂間町の未整備エリア全体の光ファイバー整備を行うことは待たせるだけ待たせたが、次の世代、未来につながる重要基盤整備と考えているとともに、従来までの民間事業者単独での整備を要請していくのではなく、町が積極的に費用負担を行い、早期の整備を行うということであると判断したものでございます。今道内全ての市町村、社会基盤の急務化、施工の混雑が予想される中でございますけれども、私はいち早く総合振興局、北海道通信総合局、事業実施のNTTと緊急協議を実施させていただき、町側の考え、方向性を伝えるとともに、NTTのほうからはスケジュール等と財政スキ

ームが提案されているのが事実でございます。詳細につきましては、今定例会終了後お願いしております全員協議会で説明をさせていただきます。これは、実施に向けての説明でございます。今後ともNTTと協力、連携し、町内全域の光ファイバーの整備を進めてまいる所存であります。

重ねてでありますけれども、今般の情報通信インフラ整備の主要な事業として、今回補正予算に計上のGIGAスクールの構想の実現が前提となっていることも含めまして、今これらの財政スキームを既に動かしていることもお伝えし、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今町長のほうからいただいた答弁、かなり前向きというか、期待に応えていただけるような答弁をいただけたのかなと思われませんが、町内全域を目指して町としても費用も負担してやると言いましたけれども、町内全域といっても、幹線だけというか、本当に町内の住宅、山間部とか、必要であるか必要でないかは別としてということもありますけれども、100%の敷設を目指すというような考えなのか伺いたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 町内には電話回線、NTTにやっていただくわけでございますので、全ての回線に光ファイバーを入れていくということでご理解を賜りたいというふうに思っております。重ねてでございますけれども、終わった後議員協議会でお話するところでございますけれども、今の計画の中で私どものこれまでの要請結果、いろんな交渉の部分がございまして、先ほども言いましたように、道内でも全ての事業が一気にこの7月、8月刺さり込むという状況でございますけれども、今NTTのほうから連絡受けているのは、当然2年ぐらひはかかるということで当初の計画があったところでございますけれども、今の状況の中では年度内、3月までに完了し、供用開始にするという話になってございます。したがって、電話回線は固定の電話がつながっているところには全部入っていくということでご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今答弁を伺いました。全戸に入れていただける。また、その要請を町のほうでもNTT、先ほども何度も申しますけれども、民設民営の機関等へ、そちらのほうに要請していただいた町理事者の皆様のご苦勞に感謝申し上げたいと思っております。すばらしいことかなと思われまして。これによって情報通信が全戸に広がることによって、また大きく道がいろいろな意味で広がるのではないかなと期待しております。また、費用のほうも、これから全員協議会という形で詳しい話はそちらのほうでも聞きたいと思っておりますけれども、そちらのほうも町のほうも負担しながら、NTT、民間事業と手を合わせてタッグを組んでやっていただけるということで、非常にありがたい答弁をいただけたかなと思っております。

それで、いきなりいい答えが出てしまったので、これからなかなか困っていくところなの

ですけれども、この質問に対してもう一点伺いたいのですけれども、全戸100%ということのを伺ったのですけれども、それは家なり企業なりの敷設までを見ていくということなのでしょうか、それとも道路の電話線という言い方もちょっと失礼ですけれども、電話線のようには幹線だけで道路際のほうにやって、あと各戸に引っ張るのは個人なり企業なりで敷設するというような捉え方なのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 今現在NTTと協議をさせていただいて、補助金の対象となる部分に関しましては電信柱までということになっておりますので、電信柱から企業もしくは一般の家庭に対する引込みについては個人負担というふうな形で今のところは進めております。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 分かりました。いずれにしても、そういう道が開ける。今まで情報通信の弱点だった地帯にもそういうものが引っ張れるということで、大きく未来が変わっていくのかなと思われまます。そちらのほうに関しましても町のほうの今までの要請に対して厚くお礼申し上げたいと思います。これによって、次の質問にもつながっていきますけれども、スマート農業とか、先ほどGIGAスクールという話も出ました。遠隔授業、オンライン授業、それと最近コロナで佐呂間でもいたかなと思われまますけれども、テレワーク、テレビ会議とか、そういう部分でも大きく道が開けていくと思われまますので、これは本当朗報かなと思っております。これからまた費用も町でも負担するということなのですけれども、今町長のほうからもいただきました。今年度というのでしょうか、3月末をめどに敷設のほうを頑張っていくという話も聞きましたので、そちらのほうを期待しつつ、とてもうれしい朗報と私自身捉えて、まずは1問目の質問終わりたいと思いますが、ごめんなさい、その前に。今光ファイバーの話があったのですけれども、参考までに無線のほう、携帯電話とか、先ほど町長のほうからもありました5G、第5世代移动通信システムなんていうのが都会でははやって、だんだん主流になってきて、より高速で、より安定した無線通信というのでしょうか、情報通信のほうもどんどん、どんどん主流になってきていると思うのですけれども、そちらのほうの要請と言えはいいのでしょうか、そういうものは町としてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 5Gに関しましては、まずは光回線、光ファイバーの敷設が先であると考えております。5Gにつきましては、キャリアの3つと、それから今楽天というものが出てきておりますので、先日来報道でも出ておりましたが、まずは光ファイバーの整備、その後に5Gがキャリアと楽天の4社のほうで敷設が進んでいこうということでもありますので、町としてはまずは基盤整備ということで、5Gについては今のところまだ要請等については考えておりません。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 分かりました。まずは光ファイバーの整備ということで、まずそちらのほうを急務ということで進めていただいて、また後ほどというのでしょうか、それ以降にまた無線のほうの整備も進めていただければと思いますので、そちらのほうも多分恐らく町民のほうからも5Gの要請というものは出てくるかなと思われます。そのときはまた改めて検討していただきたいなと思います。まずはそういうことで、1番目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。2番目の質問に移りたいのですが、これも今の光回線の整備という話を聞いてほとんど答えが見えてきたような質問になってしまうのですが、あえてまた質問させていただきたいと思います。それでは、2番目、農業界において人手不足、また遠隔操作、もしくは各種監視システムなど、これからの農業の経営効率を図るためにスマート農業の導入というものがいろいろと注目されているかなと思われます。スマート農業にGPSなどを活用する方法もあれば、今町のほうで先頭となって整備を進めると言った光回線などの安定したブロードバンドの通信環境の活用が主流と聞いております。しかし、情報通信環境が未整備の地区、これ今ちょっと答えいただいたのですが、があり、また設備機械、システムの導入には多額の費用が必要、省力化となるが、初期投資がかなりかかってくるという話も聞いておりますし、かつそれらの維持管理にも相応の費用がかかると聞いております。メリットもあればデメリットもあるというようなことも聞いております。そのような話を聞いていることから、スマート農業、今後どんどん、どんどんこれが主流になっていくのではないかなと思われますけれども、スマート農業というものに関しての町の考えと今後の支援としてどのようなことを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） スマート農業につきましては、ロボット技術や情報通信技術を活用し、省力化や精密化などを進め、次世代の農業ですが、本町においても既に導入が始まっております。畜産農家においては、1件であります、搾乳ロボットが導入され、哺育ロボットや餌寄せロボット、発情発見装置や分娩監視装置などは導入が進んでございます。畑作については、平成27年にはまほろが、平成28年には農協がRTK-GPS基地局の設置とデータを受信し、トラクターを操作するGPSガイダンスの導入を行っております。RTK-GPSとは、地上に設置した基地局からの位置情報によって高い精度の測位を実施する技術のことで、通常GPSのみの施設情報では2メートル前後の誤差となりますが、このRTKを組み合わせることで数センチ以内の誤差に抑えることができます。はまほろでは、独自の導入で基地局1か所、GPSガイダンス5セット、農協においては道の補助事業であります地域づくり総合交付金により、浜佐呂間麦作工場、農協本所、カボチャ工場の3か所に基準局を設置し、GPSガイダンス2セットを導入してございます。RTK-GPS基地局の設置により、熟練技術が求められる播種、施肥、防除などのトラクター作業はこれまで経営主が行っていましたが、後継者や雇用者が行うことができ、重複作業や作業遅れが避け

られ、作業の効率化とオペレーション間の平準化が図られております。基準局は佐呂間全域をカバーしていることから、個々の農家においてはトラクター更新時にGPSガイダンスを整備し、少しずつではありますが、年々台数が増えてございます。

これらの情報通信は、現在スマートフォンによる通信で行っており、光回線が整備されることでさらに誤差が小さくなることで効率が上がるのではないかと考えてございますし、基準局や各農家まで光回線が整備されることにより、Wi-Fi環境が向上し、通信料の軽減や搾乳ロボットの維持管理データや圃場管理データの更新など、通信網が増加することで改善されることが期待をされております。スマート農業全体では、今後はさらに導入が推進していくものでございますけれども、この導入に対する支援につきましては畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業など地域全体の生産力向上や作業の効率化、省力化など目標設定が必要となりますが、補助事業を活用し、取り組むとともに、新規就農や規模拡大に伴うものにつきましては国や道、さらに本町独自の補助事業にて支援をしております。なお、維持管理に要する費用につきましては、システム利用料や通信費など多額な費用は発生していないという情報も伝わってございますし、経費の中で対応していただきたいということもお伝えし、説明に代えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今いただきました答弁の中でもいろいろと、国、道の支援と併せて町も支援しているという言葉も伺いました。その中で、最初にも申しましたけれども、これは光回線というものの整備というものが急務であるのではないかという考えからこういう質問に結びついたわけですが、まずその道筋がついたということも話を最初に伺いましたので、そちらのほうに関してこれからどんどん、どんどん広がっていくかなと思われているのですが、今後継者のほうの支援も行っていくと聞きました。

それと、もう一点聞きたいと思うのですけれども、そういうような町の今行っている支援、町独自という部分もあるというふうに聞きましたけれども、そちらのほうは個人事業の農家さんの農業の経営のほうに関してなのでしょうか、それとも法人に関しての補助というものもあるのでしょうか、そちらのほうちょっと伺いたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 農務課長。

○農務課長（中村直樹君） 補助事業については、基本的には個人対象で、後継者に対しては規模拡大なり云々が要件が入ってくるのですけれども、後継者対策として最高500万円を限度に、さらに新規就農者に関しましては農業振興条例の中で1,000万円を限度に補助するという制度がございます。その中で機械の更新ですとか設備の更新について補助を行うということとしております。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今の話を聞きました中でもそうなのですが、農業というのはこの国の基盤を形成していく大事な産業分野ではないかなと思っております。そちらのほうで今

課長のほうからもいただきました。後継者対策としても手厚く助成しているという言葉聞いて若干安心しましたので、そちらのほうをぜひ国、道と連携して、これからも町として主導となって助成して、農業の後継者のほうを守っていただけるよう努力していただければこちらとしてもありがたいかなと思いますので、ぜひそちらのほう途切れることなく手厚い支援をしていただけたらと思います。ということで、2番目の質問は以上で終わらせていただきたいと思います。

それでは、続きまして3つ目の質問に入りたいと思います。実は、3つ目の質問も光回線の整備というものが前提と考えていたもので、そちらのほうとまた重複した内容になってしまう部分も一部あるかと思いますが、そちらのほうも若干ご了承いただきたいと思います。ということで、3番目の質問、今年度整備される防災行政無線があると思いますが、災害に備え、的確な情報を瞬時に伝える。町民の安全、安心な暮らしのためにとてもありがたい仕組み、システムと感じておりますが、これらの情報通信環境をより有効に利用し、防災に限らず町民の役に立つ、また別の有益な使い方があるのではとの考え方から、防災無線以外の利用というものについてどのような考えをお持ちなのか、これも当然費用のほうかかっておりますし、とてもいいシステムなので、防災無線だけでは何かもったいないのではという思いから、ほかの以外の利用についてどのような考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 光回線とは全く別な事業でございまして、行政、議会、町民の皆さんが、来年の3月にできるのですけれども、この間共有をしなければならぬということで、いい機会の質問と私は受けております。

防災行政無線についてでございますけれども、現在本町が所有している移動系のアナログ防災行政無線のデジタル化と自然災害時等において全ての住民に対する的確な防災情報を瞬時に伝え、安全な避難誘導や的確な指示により住民の安全確保を図るため、去る5月1日に臨時会において工事請負契約の締結について議決をいただき、工期を来年3月26日までとし、整備を進めているところでございます。

整備内容といたしましては、無線統制局を役場に設け、移動系と同報系の2系統の無線を整備するものでありまして、まず移動系無線といたしましては除雪車両等の車載用の無線機10台と携帯用無線機20台を整備し、これまで同様統制局と移動局間、また移動局同士の双方向の通信を確保し、災害における災害現場や避難場所等との通信を可能とするため整備するものでありますが、平常時には主に道路維持業務や冬期間の除雪作業、イベント運営など様々な業務での活用を図るものでございます。また、同報系無線といたしましては、町内全世帯に戸別無線機を配付し、統制局から発信した防災情報等を家の中で受信できるようにするとともに、サロマ湖沿岸の漁業集落といたしまして浜佐呂間、富武士、若里の3地域の屋外に各1か所ずつ、拡声子局を整備し、地震による津波の発生にも備えるものでありまして、これら無線電波を町内全域で受信できるようにするため、知来と若里の2か所に

無線中継局を整備するものであります。なお、各世帯に配付する受信機は音声による受信機でありまして、聴覚のご不自由な世帯のため、文字変換装置を別途つけまして、文字による表示を可能とするもので、この装置は12個程度用意するものであります。現在防災行政無線の整備に当たり、北海道総合通信局に対し電波の利用許可申請を進めているものであります。許可が下りるまでには相当の期間を要するため、工事の完成は工期ぎりぎりまでかかるのではないかと予想しているものでございます。

さて、議員ご指摘の防災に限らず、町民の役に立つ別の使い方についてでございますけれども、この防災行政無線は防災情報以外にも住民に対し、緊急連絡や通常の行政情報の伝達など幅広い利用が可能であり、現在各課、係においてどのような利用ができるかを検討しているところでございます。これらを整備し、供用開始までには、無線運用に当たっての規定を整備させていただき上で配信内容を決めてまいりたいと考えているものでございます。現在防災以外で想定する活用例を申し上げますと、行方不明者情報、通行止め等の交通情報、ふれあいバス運行情報、停電、断水、選挙に関する周知、熊目撃情報などといった直接住民生活に関わる周知が主であるというふうに考えているものでございます。せっかく整備する事業でございますので、防災情報のみならず、有効に活用してまいりたいと考えておりますが、公共の電波を配信するということから、やはり利用の制限は設けなければならないと考えております。例えば営利目的、政治活動や宗教活動といったものなどは当然制限をしなければなりません。商工会なり観光物産協会、社会福祉協議会などの団体が主催する全町的な催物の案内や制度の周知など、内容によっては町内からの情報を得て、行政情報として発信することも可能と思われるので、おのおの団体とも十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。

なお、防災行政無線で各世帯に配信する受信機においては個別に機器番号を設定することから、配付先の機器番号を押さえ、事前にグループ分けすることにより、統制台からグループごとの発信が可能となります。現在のところ、自治会ごとのグループ分けを検討しておりまして、これにより緊急時における自治会単位での放送が可能になると考えております。ただし、自治会に加入していない方や自治会の加入が必ずしも図上の境界などの加入となっておらず、住民基本台帳で押さえている行政区域と異なっているなど、町では把握し切れないものについてどのようにするか、これも精査を必要と考えているものでございます。このほか、自治会内における情報事項として、自治会から依頼があった場合の対応として協議しなければならないと考えておりますので、このような利用が頻繁となり、煩雑化いたしますと本来の防災無線の運営の趣旨に沿わないということも考えておりますので、慎重に判断をしてまいりたいというふうに思っております。また、このほかグループ分け個別放送を行う必要があるものについて、可能であればグループの設定をしてまいりたいと考えております。

参考までに、この行政無線を整備いたしますと緊急時にいざ発信する段階での機器のトラブルがないよう、毎日定期的に何かの試験放送を行いたいと考えております。例えばの話し

でございますけれども、日に数回、時刻に合わせてミュージックチャイムなどを流すだとか、午前と午後、ラジオ体操を流すなど、こういったことも含めて佐呂間町のオリジナルのものを毎日流せるようなものがないかどうか、これも考えておりますし、現在担当部局はもとより、議員なり庁内からの意見聴取をしながら、有効に活用したいと考えていることもお伝えし、答弁とさせていただきますたいと思います。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今いただいた答弁、まさに私というか、町民の声を代表してなのですけれども、本当にありがたい。期待どおりの答弁をいただけたのかなと思います。もちろんシステムの運用というのはこれから、まだ当然工事も終わっておりません。実稼働も始まっておりません。運用というのはこれからで、まだまだ考える検討の余地というのはいっぱいあると思うのですけれども、その中でも前向きにいろんな情報発信、また商工、営利目的でないとはいえども商工との連携も考えているという話も伺いました。社会福祉協議会もさることながら、そうです。そしてまた、グループ分けなどして地域ごとにいろんな情報を発信していただく。いろいろとこれからの佐呂間の町という中での生活のプラスにつながっていくのではないかなと思いますけれども、その中でも、町長の答弁からもありましたように、それが逆に当たり前になっていくというのでしょうか、またこの放送かということで、実際の肝腎な情報が失われるというか、おろそかにされるというのも私1つ危惧しているところがありますので、そちらのほう、ちょっと言っていること矛盾しているかもしれませんが、今町長から答弁いただいたように、そちらのほうの情報、本当に必要な情報がおろそかにならないような工夫というものも必要ではないかなと思っておりますので、これは実際運用してみなければ当然分かりません。やってみなければ分からないところもあると思うのですけれども、その中でもいろいろと理事者の皆様なり、みんなで知恵を絞っていいシステムをよりよく活用していただけるようなやり方になっていけばいいのかなと思っておりますので、そちらのほうも期待したいと思います。

こちらにて3つ目、時間もなくなってきました。3つ目の質問も終わらせていただきたいと思いますが、今日合わせて3項目の質問させていただきましたが、いずれにしてもこれからの生活様式に情報通信技術、当然NTTというような光ファイバーもありますし、防災行政無線もそうです。全てが情報通信技術というものを含めまして、そちらのほうはこれからの世代なり町、これからの時代というものに本当必要不可欠、主流となるものではないかなと思っております。そちらのほうも町民の安全、安心な暮らしのために、当然町の財源とのバランス、兼ね合いもあるかと思いますが、利用できるもの、いいものというのは積極的に取り入れていただき、町民の安全、安心な暮らしに役立てていただければなと思っております。そちらのほうも理事者の皆様に期待して、私の質問を終わらせていただきますが、本日も最後に、この町佐呂間をよりよくするため、町民の声を基に理事者の皆様に質問、意見させていただきます。

川根町長にとっては最後の議会、そして私の一般質問に対しての最後の答弁になるかと思いますが、この場を借りてこれまでのご功労に敬意を表し、幾度の答弁に対し感謝申し上げます。今後も本町の繁栄、発展のため、全力で取り組んでいく所存でございますので、ご理解よろしくお願ひ申し上げ、以上、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 平成で退任いたしました船木元町長、平成で退任いたしました堀前町長、令和、私が退任でございます。私の任期最後となる第2回町議会定例会における一般質問、質問された高橋議員に感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っています。私の3期目、平成28年9月当選、若い力を議会に引き込むと同時に、毎定例会時一般質問で登壇、議長のお許しをいただいたので、また今日もこの町佐呂間町のためになるよう伺いたしたいと思います。議員が一貫している姿、これは後援会の方々の意見を酌み取り、その質問姿勢、実は私も待ち望んでおりました。特に今般議員から要旨の光ファイバー回線、私は未整備地区にはなくてはならない回線だとして、計画を温めて行動もさせていただきました。紆余曲折など多々ある中、何とか足がかりをつけて、次につながる構想を模索しておりましたが、国の第2次補正予算編成から情報通信インフラ整備が加速、実施にこぎ着けると同時に、継続工事計画はこれまで町の信頼関係から考慮していただき、年度内の事業完了、サービス提供が伝えられてございます。したがって、農業、漁業の振興策、企業の発展、若い層の活性化、定住対策等々、高橋議員にもぜひ一翼を担っていただくことをお伝えをし、最後の私からのご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（吉野正剛君） これで高橋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に続き会議を開きます。

引き続き一般質問を続けます。

9番。

○9番（三田真美君） それでは、通告をしてありました質問を行いたいと思います。

まず最初に、長期臨時休校の児童生徒の家庭学習に対する支援についてであります。新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が出され、学校が長期の休校になり、外出なども制限されたところであります。休校中の子供たちへの対応として、主に私立の学校でオンライン授業を行っている学校がたくさんありました。こういう時期において私立と公立の多少なりの学習格差が生まれたのだらうなというふうに思っておりますが、このたびGIGAスク

ール構想、学校ICT環境整備事業を実施し、学習環境の充実を図るということでありまして、町としてはとても動きが速く、今定例に事業として7,284万6,000円が出され、これから審議になりますが、国としての感染症対応地方創生臨時交付金対象事業にもなっております。PCの端末を1人1台としてオンライン授業が可能になることは、今後コロナによる再度の休校や、また災害時などの休校にも大いに役立てていただけると期待をしておりますが、オンラインの授業を具体的にどのように行っていくのか、また職員も初めてのことでございますので、いろんな部分でどういうふうにしていけばいいのかという研修なども必要になってくるのではないかと思います。そういう意味でソフトの対応について伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） オンライン授業の具体策ということで答弁をさせていただきます。

まず、前段でこれまでのコロナウイルスの感染症対策の振り返りという部分も含めまして説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会及び学校の対応であります。これまで行政報告を通して町長からの報告のとおりであります。全国的な取組として5月6日の連休までは臨時休校とし、さらに7日、8日は授業再開に向けて準備をしていましたが、7日以降も5月31日まで休校する要請があり、この間これまでの休校期間と同じように児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握はもちろん、学校再開に向けた生活リズムを整えるように指導を行うとともに、臨時休校期間中には分散登校を実施いたしました。その後、議員もご承知のとおり、緊急事態宣言が解除され、学校の新しい生活様式による方針が示され、6月から学校を通常再開し、3週間が過ぎましたが、新型コロナウイルスに伴う臨時休校で実施できなかった今後の授業時数の確保などをしていくには予定されている行事なども中止や延期をしなければならないものと懸念をしております。いずれにいたしましても、休校期間中に新型コロナウイルス感染症の終息はありませんでしたし、その終息の兆しを見ることはありません。現状としては非常に厳しいという状況であり、学校でもその対応に追われております。どういう状況になっても児童生徒の安全、安心と健康と命を守ることと学びの保障を優先に取り組んでまいります。

そうした中で、GIGAスクール構想の早期実現が持ち上がり、全ての児童生徒と教員に1人1台のタブレット端末を準備することとなりました。議員もご承知のとおり、多くの私立学校では児童生徒一人一人に学校からタブレット端末が与えられて、学校の宿題や連絡等が端末を通じて提出、連絡ができる体制が整えられております。一方、現在の公立学校では授業は一斉対面授業、宿題は紙での提出が大半であり、佐呂間町立学校でオンラインとなっているのは、学校のパソコン教室や学校内で利用できるセキュリティーの確保されたタブレット端末が無線でインターネットにつながる状況であります。また、教科によってタブレット端末を用い、授業を行っているほか、ICTによらず、従来型の板書授業など、教師によって授業の行い方も様々であります。

これから先の新型コロナウイルス感染状況は読めませんが、再度学校の休校措置が取ら

れた場合には各ご家庭へ学校のタブレット端末やモバイルルーターなどを貸し出し、インターネット接続の上、教師と児童生徒が端末を通じてオンライン学級などの朝活動や家庭学習の確認作業、学習教材の提供配信、健康状態の確認、保護者との面談などを行うことなどが想定され、オンラインの活用を支援したいと考えております。現在の段階では学校のオンライン授業は実施しておりませんが、今後は教師の働き方を考慮しながら、無理のない持続可能なオンライン授業などのICT研修を推進し、Society5.0の時代に即した形で児童生徒に学びを保障したいと考えております。また、文部科学省や教育局ではそれぞれのホームページ上で家庭学習コンテンツを配信しており、各学年別、教科別、単元別に動画や学習教材などの情報を得ることができます。これについては、佐呂間町のホームページトップに子供の学び応援サイトのバナーを設け、お子様の学習をサポートするリンク集を作成しており、5月8日付で各保護者宛てに佐呂間町のホームページから国や道の家庭学習用の教材が配信されていることの案内文書を発出して、休校期間中の家庭学習の推進を図っております。さらに、オホーツク教育局では、できることから始めようと多人数でも参加可能な双方向会議アプリケーションのズームの活用を推進しており、各学校や市町村間での会議や研修等でも端末を通じてやり取りがされております。

議員ご指摘のとおり、ハード面が整備されてもソフト面における対応も同時に推進していかなければなりません。反面、学校では新型コロナウイルス感染症蔓延防止衛生対策をはじめ、教育課程の再考と授業時数確保のための工夫、夏休みの登校、各種学校行事の中止や延期による児童生徒の思い出づくりなど、今までにない教職員の仕事が山積しており、学校が疲弊している状況であります。子供たちの学びを支えるためには、教師のICT活用能力を高める研修やサポートももちろん大切であります。家庭や地域も連携、協働して児童生徒の望ましい生活、学習習慣を確立するため、適切な電子メディアの利用とインターネットリテラシーをよく理解し、私たち大人もインターネット利用について模範を示していかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今教育長から答弁をいただきました。このソフト面については、ホームページやいろんなところから家庭学習についていろんなものが出ているということがありました。家庭学習ということですが、家庭学習をさせるためには家庭の力、保護者の力というものもとても必要だと思います。その点については学校からある程度、子供については今は保育園児でもスマホを見ながらユーチューブを見たりとか、そういうことができるというので、子供のタブレットとかの扱いはとても慣れていると思うのですが、保護者への家庭学習の環境周知をしていくということをしなければ、なかなか学習の格差が、ハード面が幾ら先ほどのネット環境とかいろんなものもそろって、物もあつたとしても、家庭の考え方として保護者の方も頑張っって子供と一緒に家庭学習をしてもらえるような、そういう周知もしていかななくてはいけないと思いますが、その点について学校側のお便りなんかでされているとは思っているのですが、どのように周知をされていこうと思っているのか、1点

だけお聞かせください。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 今三田議員ご指摘のとおり、ICT環境の充実、その前に使用に当たって、今回の臨時休校、長い期間でありました。この長い期間は、子供たちにとっても家庭で保護者と長く話ができるという期間であったというふうに考えております。そうした中で、家庭でもそういう電子機器、IC機器も含めて適切な使い方、また学校でもタブレット端末を使うに当たっての姿勢だとか、角度だとか、そういうものも含めて子供たちに指導していかなければならないというふうに考えておりますし、もし本格的に導入になりましたら、今言われました部分も含めていろいろなものが想定されますので、そういうものもまとめて保護者には連絡、また指導をしていきたいし、そういうものも私たちと一緒に頑張って協働できるような体制も必要ではないかなというふうには考えております。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今回こういういろんな部分でハードがそろっていて、子供たちが家でも学習ができるというのはとてもいいことだなと思います。うちの娘も大学生で、ずっとオンラインで勉強していますが、大学生だからでしょうか、ゼミとかでは十何人しかいないからなのかもしれませんが、なかなか30人でオンライン、先ほど教育長もおっしゃっていたように、30人とかでオンラインで相手の状況を見ながら授業を進めていくというのはすごく難しい作業だと思います。そういう意味もいろんなことを想定しながら、今後に向けてこの点については教職員の方々には大変お手数をかけて、今も長時間労働とか、いろんなことが騒がれておりますけれども、頑張っって子供たちや生徒、児童のためにうまく利用していただきたいなというふうに思っております。

次、2点目、新型コロナ感染予防についてであります。まず、1点目の①では、学校でのマスク着用に伴う熱中症対策についてであります。学校では感染を予防するために密にならないような机の配置なども今も心がけているとは思いますが、ただ、これから暑くなって、夏に向かってマスクの着用により、例えば扇風機の設置だとか、いろんなことをしていかななくてはいけない部分も出てくるので、その対策についてはどのように行っていくのかを伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 議員ご質問の学校での感染予防対策についてですが、基本的には文部科学省から示されています学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に定められており、それに準じて対策を講じております。まず、その中で感染症予防対策として、1つとしては感染源を断つこと、さらにもう一つとして感染経路を断つこと、さらにもう一つとして抵抗力を高めることが示されております。感染源を断つことでは、発熱等の風邪の症状がある場合は児童生徒、教職員も自宅で休養することの徹底と、登校時の検温と健康状態の把握であります。次に、感染経路を断つことでは、当該ウイルスは飛沫感染と接触感染が主な経路でありますので、学校での

行動の切替え時には手洗いの徹底、マスク着用やハンカチを利用するなどのせきエチケット、児童生徒が多く触れる箇所などの消毒の徹底であり、教職員が放課後に学校内の消毒作業を行っております。最後に、抵抗力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動とバランスの取れた食事を心がけるように指導しております。

また、集団感染のリスクを回避することとして、3つの密が重なる場合を避けることとされておりますが、その対策としましては、1つ目は密閉を回避するため、教室等の換気を徹底することです。換気時には2方向の窓を全開にして、空気を流して入れ替えます。2つ目は、密集を回避するため、人との距離を確保します。新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準では地域の感染レベルのレベル1に相当しますので、児童生徒の距離は85センチから1メートルを目安に教室での座席を配置しております。3つ目に、密接な場面でのマスク着用であります。基本的には常時マスクの着用が望ましいとのことですが、夏場を迎え、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、無理せずマスクを外し、換気や人との距離を保つなど、配慮が必要となってまいります。体育の授業については、十分な距離を保っていればマスク着用は必要ないとしていますが、そのほかの感染リスクの高い教科として長時間対面するグループワーク、理科における近距離での実験や観察、音楽における近距離での合唱やリコーダー等の演奏、技術・家庭科における調理実習など、活動がある程度制限されているものがあります。給食では、栄養を取るという重要な活動である反面、感染リスクが高い活動であり、服装や手指の衛生消毒、会食時には会話をしない、対面にしない等の対応をしております。そのほか、スクールバスでの登下校時には窓を開けての換気、できる限り乗車中の距離を保ち、マスクを着用、やむなく座席が隣り合った場合には会話を避ける等の指導をしております。

議員ご質問の2点目でありますマスク着用と熱中症の対策についてであります。先ほど述べましたように、暑い夏場を迎えてのマスク着用は非常に息苦しく想像されます。無理せずマスクを外し、換気や人との距離を保つなど、配慮や指導、児童生徒の健康観察が重要であり、感染予防を行った上で熱中症予防に努めるよう周知徹底に努めてまいります。なお、こうしたことについての文書は、適宜学校に発出をしております。長期間の臨時休校により子供たちの学習に遅れが生じていますが、授業時数を確保するために夏季休業期間中には10日間程度の通常登校を予定しております。暑い時期の授業となりますこと、熱中症対策として例年に増して水分補給を小まめに行い、教職員が児童生徒の健康に十分配慮し、特に酷暑日と予報されるときには臨時休校や早期下校等の判断も考えられ、昨年暑さ対策のために各学校に配置した扇風機や緊急的にはパソコン室のエアコンの利用、または昨年各学校に設置した保健室のエアコン等をフルに活用しながら学校運営をお願いしているところであります。また、各保護者に対しましても、先ほど言いましたように例年に増して家庭での十分な睡眠などを含め、夏期間の熱中症対策や夏休み登校、感染予防対策についてご理解、ご協力をいただけるよう各学校からお願いと説明をする予定であり、皆様それぞれの立場で対応することが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今教育長より感染症の予防、熱中症対策について答弁をいただきました。去年のように39.5度ということがありましたが、今回はすごく涼しいのですけれども、何事もなくコロナの時期と熱中症がうまく子供たちに影響を及ぼさないように頑張っていていただければと思います。

それでは、最後の②の質問に移ります。最初は2つしか考えていなかったのですが、川根町長には12年間、私の一般質問などもいつも真摯に答弁をしていただき、心から感謝をしております。時間はあまりないと思うので、難しいでしょうが、今後の引継ぎ事項としたりとかして考えていただきたく、最後の質問を伺いたいと思います。本州は今梅雨の時期になっております。北海道も近年猛暑や梅雨のような気象状況になってきています。災害も毎年のようにあり、本町でも避難を余儀なくされたとき、今後コロナの再流行の際はいろんなことを考えていかななくてはいけないだろうなというふうに思います。感染症予防としては、複合災害対策をしなくてはいけないですし、分散避難や事前避難、または広域避難、例えば佐呂間町が何かの災害で被害、水害とかであったときに、3町で広域でやっている例えば遠軽町、湧別町の避難所さんにお世話になれるように、今からいろんな話をされておくとか、そういうこともこれからは必要だと思います。それと、密にならない。今よくテレビでもやっておりますが、避難所とかの感染症の予防の対応について伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 災害時における町内の避難場所としては、現在31か所を指定避難所として設置し、被災地の近隣の避難所を基本とし、その時々々の災害状況に応じ、より安全な避難場所へ住民を誘導することとしております。ご質問の避難所での感染予防対策についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国からは4月の初めに内閣府、消防庁、厚生労働省の所管課長等の連絡により、避難所における対応についての通知が道を通じ、なされておまして、実際に避難所を開設しなければならないような事態になった場合には、平時の事前準備も含め、その通知を参考に対処してまいりたいと考えているものでございます。

通知されております内容につきましては9点ほどございまして、項目別に申し上げたいと思います。まず、1点目について、可能な限り多くの避難所の開設をしていただきたい、2点目といたしまして、親戚や友人の家等への避難の検討をお願いしたい、3点目が自宅療養者等の避難の検討、4点目が避難者の健康状態の確認、5点目として手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底、6点目といたしまして、避難所の衛生環境の確保、7点目といたしまして、十分な換気の実施、スペースの確保等、8点目といたしまして、発熱なりせき等の症状が出た者のための専用のスペースの確保、9点目といたしまして、避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の9点でございます。三田議員の質問の中で近隣の町村の助けを求めるということもあったわけでございますけれども、近隣も同じ状況でござ

ざいますので、この中では2点目の近隣でなくて親戚や友達の家への避難ということも町のほうでは考えているということも付け加えさせていただきたいと思います。

9点の内容でそれぞれ指示が出されているということでございますけれども、9点目として申し上げました新型コロナウイルス感染症の場合には軽症者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないと言われておりますので、発症が確認された場合には保健所等の指示に基づき、管内の感染症受入れ病院や指定された軽症者等の宿泊施設などに移っていただくことになると思います。避難所での具体的な対応につきましては、災害の発生状況により避難状況が異なってまいりますので、その時々で判断し、指示していかねばなりません。当然避難所現場における運営職員の判断に委ねる部分も多くありますが、現在北海道新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針として示されております道民の新しい生活様式に基づくソーシャルディスタンス、約2メートルの距離を基準としまして、町が備蓄しております避難所専用の間仕切りやその他の防災資機材などを活用しながら、3密とならないような対応を指示してまいりたいと考えております。また、避難状況によっては、先ほど申し上げましたとおり、避難所の開設を増やし、避難者を分散させるなどの対応も検討するとともに、定期的な換気と町の備蓄マスクや消毒液等を活用し、避難者や運営職員に対しましてもできる限りマスクの着用や手洗い、消毒などの徹底をお願いし、避難所での感染予防に努めてまいりたいと考えております。なお、本町の避難所指定における使用可能人員につきましては1人当たりの所要面積を3.3平方メートル、1坪として算定しておりまして、おおむね2メートルの間隔は保たれる使用人員となっております。

いずれにいたしましても、このような感染症拡大の時期において避難勧告、指示等を発令しなければならないような自然災害が発生しないことを常に願うところでありますが、万が一避難所を開設しなければならないような状況になった場合は、ただいま申し上げた内容に従い、できる限りの感染対策に努め、佐呂間町地域防災計画に示しております避難対策計画に基づき、避難所運営に万全を期してまいりたいと考えてございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 昨日報道番組を見ていましたら、昨年台風の被害に遭った千葉の85歳ぐらいのおばあちゃんかな、自分で段ボールを持って避難所に行かなければならないときはこの段ボールで隣の人との境目をつくるのだということでありました。ああいうことは行政でやっぱりしっかりと対応していくべきで、そのおばあちゃんはずごいなというふうに思って、いろんなことを避難されている方は次はどうしたらいいだろうということも思っているのだなというふうに感じました。佐呂間町は、あまり今までそんなに、水害の被害も最近川の工事なども多く、なくなってきてまいりましたが、いつ何が起こるか分かりませんので、町民のためには各課連携をしていろんな災害のときにどうすればいいのかというシミュレーションをしていただきたく思います。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 三田議員にも私のほうから最後のご挨拶をさせていただきたいと思
います。

この12年間、共に若かった。副議長は今も若いわけでございますけれども、每期ごとの町長所信表明後や新年度予算編成に当たっての考え舌鋒鋭く考えを引き出させる手法、私も小出しにするのではなく、思う部分を任期中の施策を1年でやり遂げるという気概で答弁させていただきました。特に町長として苦慮した病院の問題、平成24年から厚生病院閉院、厚生クリニックの開設、26年に町立として有床の診療所を開設、毎年度病院の名前の変更や院長が替わられる状況下、私は盛っているわけでありませんが、三田さんの声しか聞こえなかったわけでございますけれども、やってみないとどうもならないでしょう、この一言で方向性が定まったと感じて取組を進めてまいりました。1つ悔いが残ることは、副議長に就任した3年前から質問要旨が教育問題や福祉問題と現実路線に大きくシフトを変えて前段のような質問もなく、最後答弁ができなかったことは悔いが残ります。大変ありがとうございました。

○議長（吉野正剛君） これで三田議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き一般質問を行います。

8番。

○8番（但木早苗君） それでは、通告しておりました質問に順次入っていきたいと思
います。

新型コロナウイルス感染症対策ということで3点ほどお聞きしたいと思います。まず、1点目でありますが、コロナ禍の下で第8期介護保険事業計画についてということです。介護保険制度は施行20年を迎え、今年度は第8期介護保険事業計画年度です。国は、昨年暮れに低所得者に対する補足給付と利用料の月額負担上限額の引上げを打ち出してきました。しかし、その後発生した新型コロナ感染症の拡大により、介護の現場は一変しました。道内の介護施設で相次いでクラスターが発生し、介護現場の不安な中での対応が求められました。幸い私たちの町では現時点では発生もなく過ごせておりますが、これが100%安心ということではないと思います。介護を取り巻く状況は、負担増となる引上げを打ち出されたときとは大きく変わり、介護崩壊も起きかねません。しかし、まだ今年度といっても2か月足らずですので、具体的な第8期の計画は進んでいないとは承知しております。しかし、その中であっても、予想だにできなかった新型コロナ感染症の発症拡大はいまだに終わりの見

えない方での計画策定となります。その第8期の計画に当たっては、新たな負担増を組み入れることのない対応を求めるものですが、考えをお伺いいたします。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） お答えをさせていただきます。

介護保険事業計画でございますけれども、市町村は基本方針に基づく保険給付の円滑な実施のため、3年を1期とする介護保険事業計画を策定することとしており、今後国においては令和3年度から開始されます第8期の介護保険事業に向けて、社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、事業計画に取り組むべき項目や介護報酬の改定など制度の改正に向けた検討が行われております。

議員ご質問の第8期介護保険事業計画にサービス利用者の負担増を組み入れることのない対応とのことでございますけれども、現在国からは具体的な内容は示されていない状況ではありますが、いずれにいたしましても本年度中に詳細を詰め、年度明けに新しい単価や各種基準が決定される見込みでありますので、令和3年度からの改定に向け、町としての改正内容について検討していかなければならないと考えております。介護保険サービスは、高齢者やその家族の生活を支える高齢者の健康を維持する上で不可欠なものでございます。この上で、今般の新型コロナウイルス感染症によりサービス利用者への経済的な負担増があるとすれば、大幅な介護保険報酬の改定にならないよう、国や道に対して要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議員ご指摘のとおり、町内からの発生等々はないわけでございますけれども、町内の各種介護サービス事業者においてはサービス利用者の体調の管理から職員におけるマスクの着用、手洗い、アルコール消毒等の徹底、面会者や委託業者など外部との接触を制限し、感染経路を遮断するなど、従来までのインフルエンザなどに対応した以上の予防対策を施設の職員挙げて十分に行っているものでございます。今後介護サービス事業所から感染者が発生するとサービスを必要とする利用者へも多大な影響を及ぼすことから、第8期の計画の中には感染症対策としての事業計画を盛り込むことも検討していることもお伝えし、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 国からのこともこれから町に下りてくるということでもありますから、その中で8期の計画に当たっていくということは十分承知しております。しかし、その中であっても、先ほど私が申しました負担増にならない考え方、そういうことも含めて第8期の計画に当たってほしいなというふうに思うのですが、国から万が一国が今打ち出しているような、計画しているような負担増が示された場合、町は独自の対応をしていくという考え方はあるのか。第7期の計画に当たって、介護保険料等の引上げを最低限に抑えるということで基金を取り崩して当たるというふうな考え方があったかと思うのですが、基金を取り崩さずに最低限の引上げで終わったという経験もありますので、できれば国の打ち

出してきたことは取り入れず、町の独自の考え方、そういうことも含めて計画策定に当たるということは可能でしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 第7期の介護保険料の中でも介護負担の人が増にならないような対策をしていただきたい、こんな要望を但木議員のほうから何回も質問があったところでございます。7期の中で介護報酬の減額ということが大きく打ち出されてございます。したがって、デイサービス等々を利用しているサンガーデンさろまの運営が大変な状況になったというようなことから、昨年度からデイサービスの通所に対して町のほうでも助成金を出させていただいております。これは、一般会計から介護保険でなくてデイサービスの利用という形の中で補助金を出させていただいているところなのですが、介護報酬の減額等々は今後も続くということが予想されているところでございます。したがって、今現在7期の計画でございますけれども、8期に向かってこれらも含めて計画の中で検討してまいりたいというふうに考えております。したがって、介護保険、特にデイサービスの利用の方々は週に1回、2回を欠かせない事業というふうに考えているところでございまして、8期の計画の中でも現状のまま続くということであれば、行政のほうから施設のほうにそういうサービスの提供的なものをしていかなければならないと考えていることもお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） まだまだ最終的な計画が打ち出されるのは今年末あたりになるのかもしれませんが、またそのときに改めてどのような計画になったのかということをお聞きしたいとは思いますが、軽減策、1割負担の世帯に設けられた負担上限額も2020年度で終わるといことなのですが、これが今年度で終わった場合の影響というのは、コロナ対策とはちょっと離れるかもしれませんが、そういうことも利用者にとっては大きな影響も受けるかと思っておりますので、第8期の介護保険計画の中でコロナ感染症ばかりではなくて感染症対策も組み入れていくということではありましたけれども、様々な負担が住民の中に起きてくるというのは住民にとっては大きな問題になるのではないかなと思っておりますので、万が一今年度で終わってしまう、1割負担の世帯に設けられた負担上限廃止になったらどうなっていくですか。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（斎藤 博君） 町長のほうからご説明しましたとおり、現在社会保障審議会介護保険部会のほうで介護保険の第8期の改正に向けて議論がなされ、それが今後国のほうから具体的な内容が示されてくるかと思っております。サービス利用料の利用者の軽減ということが2020年度で打ち切られるということなのですが、具体的な内容はまだ示されておりませんので、これも確認しながら進めていきたいと思っております。ただ、現在介護サービス利用者の方で低所得者の方につきましては、デイサービスなりヘルパーサービス利用者の方につきましては町の事業といたしまして利用料の軽減という制度も設けて

おりますので、今後とも引き続きその対応はしていきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 今年度は始まったばかりですから、具体的な答弁はこの質問に関しては出てこないというのは承知しております。基本的には負担増とならない計画を第8期の中で考えていただきたい。町独自の対策も考えていただきたいということを申しまして、次の質問に入りたいと思います。この質問に関しましては、計画がしっかり出来上がったであろう頃にまた質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目に入りたいと思います。国保税の納入ということでありまして、今年度の各税が確定してきているところですので、国保税に関しても確定したところだと思います。しかし、コロナの影響で減収した個人事業主等への対応が必要かと思われます。国保税の減免基準、減収期間とかは自治体の判断に任せるということが国のほうで示されておりますけれども、また減免した際には国の財政支援もあるようです。町の国保加入者の収入減収者に対してどのような支援制度があるかお伺いしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） コロナ対策の影響で減収した人への国民健康保険税に関する対応への質問ということで、お答えをさせていただきます。

ご質問のあった対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援についてで、減免措置分を国の示す算定基準により財政支援の対象とする旨の通知があり、本年5月号の広報サロマにおいて新型コロナウイルス感染拡大による影響での対策として、国民健康保険税や町民税を納期限までに納めることが困難な方に対し、徴収を猶予する制度を掲載し、周知もさせていただきました。国民健康保険税に関する減免につきましては、佐呂間町国民健康保険税条例第24条で保険税の減免に関する規定を設け、その詳細については佐呂間町国民健康保険税減免要綱により条例の中の減免規定を具体的に規定し、運用しており、該当する被保険者からの相談を受けた場合には、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの期間、国の示す基準に基づき、1つは新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方は保険税を全額減免をする。2つ目が新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の一定以上の収入減少が見込まれる世帯の方は保険税の一部を減免とする対応を含め、本件に関する相談窓口を町民課医療保険係及び企画財政課町民税係とし、個別に相談を受け付けることを7月初旬の国民健康保険証の切替え時に周知文書として個々に同封する考えでございます。主たる生計維持者の収入減少が見込まれるに係る判断につきましては、最終的には保険者の判断とされ、事業収入の減少の判断は一律に判断できかねる部分もありますが、例えば月ごとの収入等が安定しないような場合は、一旦は徴収を猶予して様子を見たりした上で減免するかどうかの判断をすることとなると思います。また、給与の支払いを受けている被保険者が感染などの症状により労務に服することができない場合は、本定例会で傷病手当の支給に関する制度を提

案いたしておりますので、支給を受けられる場合もあります。

国からは減免基準や交付要綱、Q & Aなどが示されておりますが、解釈の変更や修正が随時通知されてきている状況で、今後も全国に示す予定としているため、状況を確認しながら佐呂間町としても国の示す基準で減免対応をするように進めておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思っております。先ほども話ししましたように、7月に国民健康保険税の切替え時に同封の書類を送付させていただき、町民課の国保の担当、さらには企画財政課の町民税係のほうに十分相談をしていただき、事務を進めていただければというふうに思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 減免基準は自治体の判断でできるということですが、今の町長の答弁を聞いておりますと、うちの町は国の基準でいくということになるのでしょうか。それで、3割の収入減少が見込まれる世帯が対象というふうに国は言っておりますようですが、ということはおうちの町も3割収入減というところが基準になっていくのでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 国の示す減免基準ですけれども、佐呂間町国民健康保険税条例第24条及び詳細を定めた佐呂間町国民健康保険税減免要綱等に基づいて減免判断することになるわけですが、国民健康保険税条例については国民健康保険法及び市町村の条例基準に準拠して、国保税の減免については災害等により生活が著しく困難になった者、またはこれに準じると認めたとしか規定しておらず、但木議員から平成19年12月の第4回定例会の一般質問で国保税の減免について、条例中、減免規定を具体的に規定してほしいとする内容を受けまして、当時の町長が検討すると答弁をしており、佐呂間町国民健康保険税減免要綱を制定し、生活困窮者の減免について具体化されております。今回国の示す新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した市町村保険者の国民健康保険税の減免に対する財政支援の算定基準を用いて減免する場合、市町村が条例に基づいて行った減免措置であることが財政支援措置の要件とされております。佐呂間町国民健康保険税条例24条により該当すると判断し、さらに佐呂間町国民健康保険税条例の要綱では災害等により国民健康保険税を納付することが困難となった場合において減免理由、対象範囲及び減免の算定基準等々を定めた上、今回の特例的、時限的なものについて国の示す基準に基づく国保税の減免は可能であり、財政支援の対象であります。今後新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税減免取扱いを今すぐ定めることで検討してまいりますので、よろしくご承知を願いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 対応を今すぐ考えているということの答弁でありましたので、国保

加入者の減収した方たちにとって命取りともなる国保保険証の発行とかにも関わってくる問題ですので、加入者にとって有利な有益な施策となるよう期待しております。

それでは、次の3点目に入りたいと思います。3点目ですけれども、今報道等でそれぞれの自治体での対応が報道されているところでありますけれども、新生児に対する10万円の給付についてということであります。国の国民1人当たり10万円給付は、4月27日時点で住民登録のある人が対象となっています。しかし、それ以降に生まれた新生児にも独自に給付する動きが各自治体で広がってきています。我が町もこのコロナ禍の下で不安を抱えながら出産を迎え、誕生する新生児に給付をする考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 答弁の前に、リーマンショックのときに3歳以上の子供に3万円を支払われておりました。この折、但木議員のほうから、生まれた零歳から3歳まではどうするのだという部分があって、急遽町のほうで零歳から3歳までの方に3万円を給付した、こんな部分がございます、今質問を思い出しているところでございます。平成27年4月より、次世代を担う児童の誕生を町全体で祝福するとともに、出産時の経済的支援と児童の健全な育成及び福祉の増進に資することを目的に、佐呂間町出産祝金支給要綱を制定し、児童を出産した親に対し、1人10万円を支給する町独自の支援策として実施してきたところであります。これまで平成27年4月1日以降出生の住民登録された136名の新生児に出産祝金を支給しております。現在出産祝金支給に関し要綱等制度化されている自治体は、全道で29自治体、オホーツク管内では佐呂間町を含め3町が支給要綱の整備を行っております。

さて、議員ご質問のコロナ禍の下で基準日以降出産した新生児に対する給付についてありますが、これまで佐呂間町出産祝金支給要綱に基づき、要綱施行日以降出生の住民登録された新生児に対し、一律10万円を祝金として支給してきたところであり、コロナ禍の下で不安を抱えて出産を迎えようとされておりますが、改めた給付は現状考えておりません。また、国の国民1人当たり10万円支給の基準は4月27日であり、今般この基準日以降の新生児に対する独自給付による自治体も広がっておりますとのことでありますが、基準として年内もしくは年度内の期限を設けている都市が多くございます。このようなことから、佐呂間町におきましても今後も支給に係る期限は設けず、未来ある新生児に対する町からの祝金としての支給をすることで経済的不安を払拭し、コロナ禍の下で安心して出産を迎えられるよう、環境づくりが図られるものであるというふうに考えてございまして、何とぞご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 出産祝金とコロナでの国が打ち出してきた1人当たりの10万円とは、やはり意味合いが違うのかなというふうに思うのです。今コロナ禍の下で出産するお母

さんは、本当に病院で一人で頑張って産まなければなりません。そういういろんな大きな不安を抱えながら、例えば里帰り出産している人、そういう人たちは家族とも会えずに出産するわけです。そういう不安を抱えながら産むお母さん、そしてそういう中で生まれてくる赤ちゃんに出産祝金とは別に、国が打ち出してきた給付金というのはまた別な意味合いがあると思うのですが、それでも町長は出産祝金があるからいいのだというふうなことに変わりはないのでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 私は冷徹な男ではありませんし、心を持っている人間だと思っています。国からの10万円は、一律1人10万円ということで、この期限を切っております。子供ばかりでなくて、4月ぎりぎりまで、27日までに亡くなった人は当たるのですけれども、以降は当たらないと。これと同じとは言いませんけれども、現状この10万円の出産祝金は27年、当時遠軽厚生病院が産科のお医者さんがなくなったということで、不安を抱える人方が北見なりに通うときに交通費、さらには出産した後、当時佐呂間町は出産祝として体温計しか出しておりませんでした。これを、現金ではないのですけれども、このお金で病院の通院、さらには紙おむつ等々の分も相当かかるということも算定しながら10万出したわけでありまして。期限は4月27日ということで、国の基準は決まっております。4月27日に決まった前の方は、当然出産祝金10万と給付金が10万、20万当たりますけれども、一つの基準として国からの分と、町は4月以降ずっと出してあります。今他のまちの部分も若干報告させていただいたところなのですけれども、4月28日から生まれた子供に対して10万ということを出している市町村もありますけれども、見ますと全てが令和3年3月31日までと時限を切っております。佐呂間町の出している川根章夫施策の中で出したこの10万円は未来永劫私は続くというふうを考えておりますので、こういうことでぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 私も国民1人当たり10万円を4月28日以降生まれた赤ちゃんというのは未来永劫とは考えておりませんし、せめて今年度いっぱいの中に生まれた赤ちゃんというふうにも考えております。そこで、何人ぐらい生まれる予想ですか。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平茂雄君） お答えいたします。

12月までの数字しか今把握できておりませんが、年内15名のお子さんが出生予定ということで報告受けております。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 今年いっぱいまで、これから生まれる赤ちゃん15名ですよ、町長。そう高額な予算にはならないかと思えます。今この場で考えが180度変わるわけではないとは思いますが、ぜひとも生まれてくるであろう赤ちゃんは今頑張っているお母

さん方応援のために何とかコロナ乗り越えて元気な赤ちゃんを産んでほしいという思いを込めて、今答弁がいただけると本当はうれしいですけれども、なかなかそうはいかないのかもしれませんけれども、もう一度考えていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 切なる再質問ということの答弁でございますけれども、今言いましたように、期間を決めて15人の分、それは絶対必要なことであろうと思いますけれども、町は未来をつなぐということで、ほかの町の部分では当たっていない町村もいっぱいあるわけでありまして。こんな中で、佐呂間町は27年からこうやって続いてきていると、10万円は降って湧いたみたいなお金という形でぜひご理解をいただきながら、佐呂間町の10万円でしっかり子育てをしていくということで、次期の分については次の後継に託したいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） これ以上は同じやり取りになってしまうかと思っておりますので、新生児に対する10万円の給付についてはこれでとどめておきたいと思っております。

川根町長になってから12年間、一度だけ一般質問に立たないときがありましたけれども、そのほかは一般質問に立ち、町長ともいろいろかみ合わない部分もいっぱいありながらも、いろんな施策に対して町長に取り組んでいただけたかというふうに私も思っております。12年間ありがとうございました。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 但木議員にもご挨拶をさせていただきます。

この12年間の質問に際しましては、但木議員は改選期ごとに町内くまなく懇談され、意見を集約された佐呂間民報号外、ここに記載されるポイントは安心して暮らせる佐呂間町を実現するため、粘り強く確実に問い、多くの議論もさせていただきました。過程では大きく違う事項も多々ありましたが、多くは実現ができた感はあると自負もさせていただいています。このような中、一歩も二歩も踏み出せなかった医療費や介護費等、住民負担のことは町長の立場で物言うことはなかなかできなかったのが心残りであります。党派を掲げるのは但木さんだけで、私の考えと持っている部分はないのですけれども、総体でいけば似ていたのかなと、こんなこともお伝えをさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

また、この12年間、全ての議員の皆さんから質問を受けました。質問に報いる答弁は、私を支えていただいた歴代議長、故鈴木洋議長、故長屋和敏議長、吉野正剛議長、そして加賀屋修議長、再度吉野議長の4人からは、機会あるごとに、町長、肩の力を抜け、むきにならず優しく答弁をせよと多くの助言もいただきました。古希を過ぎた頃から、この議長からいただいたものを取得したと思ったところでございますけれども、今回の定例会で最後に

向かうわけでございます。これまで川根町政に大きな力をいただいたことに重ねて感謝申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正剛君） これで但木議員の一般質問を終わります。

以上で通告のありました質問は終わりました。

これで一般質問を終わりたいと思います。

◎日程第7 議案第3号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、議案第3号 佐呂間町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（玉井伸一君） それでは、議案第3号をご説明申し上げます。

議案第3号 佐呂間町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

別紙につきましては、朗読を省略させていただきます。

提案理由を説明させていただきます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化が求められ、執行機関の附属機関とその委員及び委員会の構成員の設置については条例で定める必要があることから、令和元年第4回定例会において、それまで規則、規定等で定めていた9つの附属機関について新たに佐呂間町附属機関設置条例として設置根拠を設け、議決をいただいたところでございます。今般の改正条例につきましては、この新たに制定した条例以外で当初より条例において設置しております附属機関のうち、委員の任用において委嘱するとしている部分に係る改正でありまして、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化において地方公務員法第3条第3項、地方自治法第138条の4第3項及び同法第202条の3第1項の規定により、条例で定める附属機関における委員については委嘱ではなく特別職非常勤職員として地方公務員の身分を任命する必要があるとあり、それ以外の附属機関に該当しない委員等においては逆に任命ではなく私人として委嘱するという形で明確に分ける必要があります。また、公務中の災害保障の観点からも、地方公務員災害補償法、労働者災害保障保険法及び非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けるためには、委員を特別職非常勤職員として任命する必要があります。このことから、条例において委員の任命を委嘱としている6つの条例を委嘱から任命に改めるものでありまして、法制執務において一定の事実の発生や法令の制定、改廃に伴い、2つ以上の条例を改廃する必要が生じた場合には1つの条例の本則で条立てにより関係条例の改廃を行うことができますことから、今回佐呂間町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例として6条立てにより一括して改正させていただくものがあります。

それでは、別紙の新旧対照表により改正の内容についてご説明をいたします。まず、第1

条、佐呂間町特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。第3条、委員の第1項中、改正前の「委嘱」とあるのを右側改正後のとおり「任命」に改めるものであります。

次に、第2条、佐呂間町学校給食センターの設置及び管理等に関する条例の一部改正でありまして、第5条、運営委員会の第3項中、改正前の「委嘱」とあるのを右側改正後のとおり「任命」に改めるものです。

次に、第3条、佐呂間町社会教育委員設置条例の一部改正でありまして、第2条の見出しにおいて、改正前の「委員の委嘱基準」を右側改正後の「委員の任命基準」に、またその下の第5条の見出し及び本文中において、改正前の委員の「解嘱」とあるのを右側改正後のとおり、それぞれ「解任」に改めるものであります。

次に、第4条、佐呂間町青少年問題協議会条例の一部改正でありまして、第4条、専門委員における第2項中及び次のページの第5条、幹事の第1項中において、改正前の「又は委嘱」の部分を削除するものです。

次に、第5条、クリニックさろま運営委員会設置条例の一部改正でありまして、第3条の委員会の構成及び第4条、委員の任期の第1項中、改正前の「委嘱」とあるのを右側改正後のとおり、それぞれ「任命」に改めるものであります。

次に、第6条、佐呂間町交通安全対策本部設置条例の一部改正でありまして、第5条見出し及び本文中において改正前の「委嘱」とあるのを右側改正後のとおり、それぞれ「任命」に改めるものであります。

附則において、本条例は公布の日から施行とし、令和2年4月1日から適用させていただくこととしております。

また、経過措置といたしまして、この条例の適用前にそれぞれの附属機関の構成員として委嘱されている者は、この条例の適用後においてそれぞれの附属機関の構成員として任命された者とみなし、その任期については当該附属機関の構成員となった日から起算する規定を設けるものであります。

なお、このほかに佐呂間町総合介護条例で定める介護保険運営協議会委員につきましても同様の改正を行う必要がありますが、佐呂間町総合介護条例につきましては今議会においてこの改正とは別の改正も出されておりますことから、この改正と併せ、佐呂間町総合介護条例単独でご提案をさせていただくものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 佐呂間町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(吉野正剛君) 日程第8、議案第4号 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(久米修一君) 議案第4号をご説明いたします。

議案第4号 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

別紙、新旧対照表の説明は省略し、提出しております資料番号13、佐呂間町税条例の改正の要旨によりご説明いたします。まず、改正の根拠であります、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、固定資産税、軽自動車税、個人住民税等に係る特例措置を講ずることとし、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、佐呂間町税条例の一部を改正するものであります。

条例の主な改正内容であります、まず固定資産税に係るものとして、(1)、条例附則第10条、読替規定の改正であります、固定資産の課税標準の特例に係る読替規定に、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置として法附則第61条及び第62条が追加となったことに伴う改正となります。法附則第61条では、中ほどの四角で囲んでいる箇所の内容となりますが、令和2年2月から10月までの連続する3か月間の収入が前年と比べて減少している場合、令和3年度の固定資産税の課税標準額を50%以上減少している場合はゼロ、30%以上50%未満は2分の1となる特例措置を規定しています。また、法附則第62条では、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、法施行日から令和3年3月31日までの間に取得した一定の家屋及び構築物について3年度間、市町村が定める率を軽減する特例措置を規定しています。

次に、(2)、条例附則第10条の2、第15条第2項第1号等の条例で定める割合の追加については、先ほど説明いたしました法附則第62条において条例に委任された軽減率をゼロと規定するものです。

次に、軽自動車税に係る改正となります。(1)、条例附則第15条の2、軽自動車税の環

境性能割の非課税の改正であります。自家用自動車、軽自動車を取得した際の環境性能割の税率の1%軽減の特例措置の適用期限が6か月延長されたことに伴う改正となります。

次に、その他に係る改正となります。(1)、条例附則第23条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等の追加であります。新型コロナウイルス感染症等の影響で収入の減少等の事実がある場合における徴収猶予の特例措置の規定において準用する条例に委任している事項の細目、徴収猶予の手続に関する事項について定めるものです。

次のページです。次に、第2条による改正であります。まず、固定資産税に係るものとして、(1)、条例附則第10条、読替規定、(2)、条例附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第27項につきましては地方税法の一部改正の第2条の改正により条ずれが生じたことによる規定の整備となります。

次に、個人住民税に係る改正となります。まず、(1)、条例附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の追加であります。地方税法の改正において新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律、以後特例法と申しますが、特例法を規定する国が指定するイベント等を中止した事業者に対する払戻し請求権を放棄したものへの個人住民税の寄附金控除の適用について規定されたことに伴い、追加するものです。

次に、(2)、条例附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の追加であります。地方税法の改正において特例法の規定により新築した住宅等への入居が遅れるなど、一定の要件に該当する場合、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限延長が規定されたことに伴い、追加するものです。

以上が改正の内容であります。

なお、附則で、第1条の施行期日を公布の日から、第2条の施行期日を令和3年1月1日としております。

以上が佐呂間町税条例の一部を改正する条例の提案理由と改正の要旨であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（吉野正剛君） 日程第9、議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（久米修一君） 議案第5号をご説明いたします。

議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由をご説明いたします。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査することを目的として地方税法第423条第1項によって市町村に設置が定められている委員会であり、今般情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、令和元年5月31日公布、12月16日施行されたことに伴い、参照条文の整理を行うものです。

別紙、新旧対照表を御覧ください。法律の一部改正により、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められ、条文が新設され、条ずれが生じたことにより、本町固定資産評価審査委員会条例の第6条、書面の審査、第2項及び第10条、手数料の額等、第1項第2号、同条第2項第3号において参照する法律の名称及び参照条文を改めるものです。

施行期日は、公布の日からとしております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（吉野正剛君） 日程第10、議案第6号 佐呂間町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（渡部りよ子君） それでは、議案第6号をご説明申し上げます。

議案第6号 佐呂間町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

次の改正事項の説明部分の朗読は省略し、次のページの別紙、新旧対照表によりご説明いたします。今回の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の施行により、行政のデジタル化を推進するための個別施策として国外転出者に係る本人確認情報の公証に用いるため、戸籍の付票の記載事項の追加や戸籍付票に記載されている国外転出者へ個人番号カードを交付し、電子証明書の申請が可能となったことに関連して、住民基本台帳法等について改正が行われ、住民票の除票の写し、戸籍の付票の写しの交付の制度化とそれらの保存義務が5年から150年と改められるなどの所要の整備、さらに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、通称番号利用法の改正により、通知カードについては新規発行や記載事項変更の手続等が廃止され、その施行日は令和2年5月25日とされたことから、これらの交付手数料について規定している佐呂間町手数料条例においても所要の改正を行うものです。なお、法の施行日時点で交付されている通知カードにつきましては、廃止後においても氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、または既に正しく変更手続が取られている場合に限り、個人番号の提供を受けるときの本人確認、番号確認の書類として引き続き利用することができます。

改正の主な内容は、第2条に定める徴収すべき事項及び金額、別表中、8、住民基本台帳等に関する手数料の（2）、住民票の写しの次に（2）の2として、除票の写し、1通につき300円、（3）、住民票の記載事項証明の次に（3）の2として、除票の記載事項証明、1通につき350円を加え、（5）の戸籍の附票の写しに、当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む旨を追加し、次に（5）の2、戸籍附票の除票の写し1通につき350円を加え、（8）、通知カードの再交付、1通につき500円についての記載を削除し、続く（9）、（10）を1つずつ繰り上げ、本条例の施行は公布の日からとしております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 佐呂間町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号及び日程第12 議案第9号

○議長(吉野正剛君) 日程第11、議案第7号 佐呂間町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第9号 佐呂間町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(渡部りよ子君) 議案第7号と議案第9号は関連がございますので、一括してご提案申し上げます。

議案第7号 佐呂間町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

次の改正事項の説明部分の朗読及び別紙、新旧対照表による説明は省略いたします。

続きまして、議案第9号を御覧ください。議案第9号 佐呂間町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

次の改正事項の説明部分の朗読及び別紙、新旧対照表による説明は省略して、提出しております資料番号14の佐呂間町国民健康保険条例及び佐呂間町後期高齢者医療に関する条例改正の要旨により、議案第7号及び第9号の改正について一括説明させていただきます。今回の改正については、今般新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾、令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定において、国民健康保険及び後期高齢者医療において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされているところです。国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については保険者が条例等を制定して行うことができる国民健康保険法第58条第2項に掲げる任意給付とされており、本町においても新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が出たこ

とにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている方に対して、国の示す一定期間に限り傷病手当金を支給するため、本町国民健康保険条例を改正し、また北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等についても同様の改正があり、本町後期高齢者医療に関する条例にその受付に関する事項を追加し、整理するものです。

改正の具体的な内容でございますが、国民健康保険条例の改正については、今回の傷病手当金の趣旨からして特例的、時限的なものと考えられるため、本則ではなく制定附則全体を今回の追加規定も含めた条立てに改正し、国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の事項に該当する場合に傷病手当金を支給することとするものです。まずは、(1)、支給対象者として、国民健康保険被保険者である被用者で給与の支払いを受けている者に限りませんが、療養のため労務に服することができない者、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、感染が疑われている場合に限りします。

次に、(2)として支給期間でございますが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、ただし給与収入の全部または一部を受けることができる期間は傷病手当金を支給しません。なお、その受け取ることができる給与収入の額が規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

次に、(3)、支給額は、直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける日数で算出いたします。

次に、(4)、適用期間であります。条例では適用期間を傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することを定め、条例施行規則で令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間、ただし入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6か月までの旨を規定いたします。

改正条例の施行日は、公布の日からとしており、同時に佐呂間町国民健康保険条例施行規則によりさらに詳しく傷病手当金の申請及び支給に関し定める一部改正を行います。

本条例改正案につきましては、5月28日開催の国保運営協議会において原案どおり承認するとの答申を得ており、町民の皆さんへは町広報及びホームページで周知し、申請様式は窓口で配付や郵送、またはホームページからダウンロードできるように対応する予定としております。また、傷病手当金の支給に係る経費につきましては、万が一該当となる被保険者の発生に備え、速やか給付が可能となるよう、国民健康保険特別会計の歳入歳出共に200万円を補正計上し、対象経費は特別調整交付金として全額措置となります。

続きまして、佐呂間町後期高齢者医療に関する条例改正については、同じく資料14の2、改正内容の後段となり、裏面となります。後期高齢者医療につきましても国民健康保険と同様に傷病手当金を支給するため、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例とこれら根拠法令の一部改正がされたことを受け、申請事務の受付に関する事項を追

加することにより、繰り下がる号を整理し、改正条例の施行日は公布の日からとしております。町民の皆さんへは、国民健康保険の傷病手当金と同様に申請様式は窓口で配付や郵送、またはホームページからダウンロードできるように対応する予定であります。

説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから議案第7号と議案第9号の質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 佐呂間町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 佐呂間町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（吉野正剛君） 日程第13、議案第8号 佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（渡部りよ子君） 議案第8号をご説明申し上げます。

議案第8号 佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

次の改正事項の説明部分の朗読及び別紙、新旧対照表による説明は省略し、提出しており

ます資料番号15の佐呂間町国民健康保険税条例改正の要旨により説明いたします。今回の税条例の改正につきましては、令和2年度税制改正の大綱において国民健康保険税の課税限度額の引上げと軽減措置の拡充が盛り込まれ、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日に公布、令和2年4月1日に施行されたこと、さらに土地基本法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日施行となり、また平成30年度の国民健康保険制度の改正により一般会計からの法定外繰入金の解消と全道的な保険税の平準化のため、4方式から3方式への課税方式の変更が求められていることから、北海道が市町村ごとの医療水準や所得水準に応じて示す標準保険税率を参考に、段階的に本町国民健康保険税条例についても改正していくものです。

改正の内容、(1)、国民健康保険税限度額及び軽減措置判定基準の引上げにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により国民健康保険税限度額及び軽減措置の判定基準が引き上げられたことから、限度額については基礎課税分を2万円引き上げ63万円に、介護納付金分を1万円引き上げ17万円に、軽減措置の判定基準については被保険者数に乗ずる金額を5割軽減で5,000円引き上げ28万5,000円に、2割軽減で1万円引き上げ52万円とするものです。関係条項については、第2条第2項の基礎課税額61万円を63万円に、第2条第4項、介護納付金分16万円を17万円に、同じく第21条第1項中の基礎限度額61万円を63万円に、介護納付金分16万円を17万円に改めます。同項第2号における軽減措置判定基準額28万円を28万5,000円に、同項第3号においては51万円を52万円に改めます。

(2)の保険税率の改正につきましては、全道的な保険税の平準化を図るため、法定外一般会計繰入金を解消するとともに、課税方式を4方式から3方式へ移行させるため、所得割、資産割、均等割について税率等の見直しを行うものです。本町においては令和元年度に基金からの繰入れを1,000万円行っており、本年度については2,500万円の繰入れをしながらの運営を余儀なくされているため、今後も急激な増とならないよう、段階的に改正していく必要があります。関係条項は、第3条から第7条、第9条、第21条第1項各号になります。

次ページに国保税限度額軽減措置判定基準、税率等の現行と改正後の率及び金額を記載しています。課税方式を4方式から3方式へ移行するため、資産割を減額し、所得割へ移行するとともに、標準税率に近づけるための増額を行います。平成30年度に基礎課税分、後期高齢者分、介護納付金分を合算した所得割率が7%、資産割率は25%であったところを令和8年度に資産割をゼロとし、所得割を標準税率を参考に段階的に引き上げるものです。均等割については、基礎課税分と後期高齢者分について令和4年度まで500円ずつ引上げを予定しています。本年度については、基礎課税分の所得割を0.4%引き上げ5.4%に、資産割を2%引き下げ11.5%に、均等割額は500円引き上げ2万8,500円を2万9,000円に、後期高齢者分は所得割率を0.1%引き上げ1.6%に、資産割率は0.7%引き下げ4.3%に、均等割額は500円引き上げ7,500円を8,000円に、

介護納付金分は資産割率を0.3%引き下げ2.2%とします。

次のページの均等割額、平等割額の軽減措置につきましては、均等割額の改正に伴い、所得区分ごとの均等割額の改正が必要となり、基礎課税分と後期高齢者支援金分についてそれぞれ7割、5割、2割の額としています。

(3)の土地基本法等の一部改正に伴う適用につきましては、制定附則第4項及び第5項の規定は、長期及び短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例となっており、令和2年3月31日施行の土地基本法等の一部改正に伴う改正条文の整理及び改正附則第1項に令和3年1月1日からの適用とする旨をただし書により明記したものであります。

改正案につきましては、5月28日開催の国保運営協議会において原案どおり承認するとの答申を得ております。

説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（吉野正剛君） 日程第14、議案第10号 佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（斎藤 博君） 議案第10号をご説明いたします。

議案第10号 佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

次の改正事項の説明部分の朗読及び別紙、新旧対照表による説明は省略し、提出しております資料番号16の佐呂間町総合介護条例の改正の要旨により説明いたします。資料番号16をご照覧ください。今回の改正は、佐呂間町総合介護条例第21条の保険料率と第36条の組織の2つの条項に関するものでありまして、まず総合介護条例第21条の改正につ

きましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による低所得者の第1号被保険者の保険料軽減強化に関する改正が行われ、介護保険法施行令等において軽減の基準について示され、改正するものです。この保険料の軽減強化は、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減を行う仕組みで、既に平成27年4月から一部実施を行っているところですが、令和元年10月からの消費税10%への引上げに合わせて、さらに軽減の強化を行うものです。この消費税率10%への引上げに伴う軽減は、段階的に実施されたもので、昨年4月から一部実施されており、今年度完全実施となるものです。

改正の概要といたしまして、低所得者の第1号保険料軽減強化の実施に係る内容ですが、対象が低所得者でありますので、高齢福祉年金、生活保護の受給者等及び町民税非課税世帯の保険料区分が第1段階、第2段階、第3段階の方であります。第1段階につきましては、保険料基準額に対する割合を0.375から0.3に軽減します。なお、第1段階では平成27年4月から一部実施されており、割合を0.5から0.45に軽減しております。第2段階につきましては、保険料基準額に対する割合を0.5から0.375に軽減します。第3段階につきましては、保険料基準額に対する割合を0.725から0.7に軽減します。ただいまの説明を示したものが下段の表となります。説明しました今年度の軽減割合は4月から完全実施となることから、財源は全額一般会計から繰り入れることとなります。

次のページの資料、介護保険料比較表について説明いたします。この表につきましては、第7期の介護保険料を示したもので、左側が現行で、真ん中が昨年度改正したもの、右側が改正後となりますが、今年度における介護保険料の軽減強化の対象が低所得者でありますので、第1段階、第2段階、第3段階の高齢福祉年金、生活保護の受給者等及び町民税非課税世帯となっております。

次に、改正の要旨には表記しておりませんが、新旧対照表の第36条、組織の改正であります。これは先ほど総務課長から説明がありました佐呂間町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の内容と同じでありまして、詳しい説明は省略させていただきますが、委員の任用において委嘱するとしている部分に係る改正であります。佐呂間町総合介護条例第33条においては、町長の附属機関として介護保険運営協議会を置くとなっており、第36条、組織の第2項中、改正前の「委嘱」とあるのを右側改正後のとおり「任命」に改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長(吉野正剛君) 日程第15、議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(久米修一君) 議案第11号をご説明いたします。

議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について。

(朗読部分記載省略)

次のページです。別紙、総合整備計画書、北海道佐呂間町若里辺地(辺地の人口261人、面積23.7キロ平方メートル)。

1、辺地の概況、(1)、辺地を構成する町村または字の名称、常呂郡佐呂間町字若里。(2)、地域の中心の位置、常呂郡佐呂間町字若里37番地1。(3)、辺地度数152点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情、道路、若里基線道路は、若里地区住民の生活道路として利用されているが、酪農地帯であるため大型農業用機械の通行が多く、損傷が激しい状況にあることから、整備を行うものである。

3、公共的施設の整備計画、令和2年度から令和6年度までの5年間、施設名、道路(若里基線道路整備)、事業主体名、佐呂間町、事業費2億1,000万円、財源内訳、特定財源1億2,600万円、一般財源8,400万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額8,400万円、合計、事業費2億1,000万円、特定財源1億2,600万円、一般財源8,400万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額8,400万円。

提案理由をご説明いたします。辺地につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域の中心を含む5キロ平方メートル以内の面積の区域の人口が50人以上ある地域で、学校、医療機関、郵便局、役場等、基準になる施設から地域中心点までの距離を点数に置き換え、その合計点数が100点以上になる地域でありまして、佐呂間町内では共立、大成、栃木、若里、富武士、仁倉、幌岩の7地区が該当になっております。この

辺地の該当になった地域が生活、医療、福祉、教育、産業振興等の事業整備を盛り込んだ辺地総合整備計画を策定した場合に国の財政支援として事業費の100%に辺地対策債の地方債充当が認められ、後年度の地方債元利償還金に対して80%が地方交付税措置されるという有利な条件となっております。現在町内7か所の辺地のうち、総合整備計画を策定しているのは若里1か所でありまして、残りの6か所につきましては地域内での地方債借入れを見込む事業がないために未策定となっております。

辺地総合整備計画の策定期間は5年間でありまして、若里辺地におきまして計画満了となったため、平成24年度から整備を進めております若里基線道路整備事業が令和2年度以降も継続して実施する事業であることから、引き続き総合整備計画を策定するものであります。総合整備計画書3、公共的施設の整備計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間でありまして、若里基線道路整備事業に係る事業費につきましては総事業費といたしまして2億1,000万円、財源内訳では特定財源、国庫補助金が総事業費の60%で1億2,600万円、一般財源が8,400万円となり、全額が辺地対策事業債となります。

辺地総合整備計画につきましては、法律第3条第1項により町議会の議決を経ることが定められていることから、今回提案させていただくものでありまして、本計画につきましては5月1日付で北海道知事との事前協議を済ませており、町議会での議決後に総務大臣へ提出することとなっております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（吉野正剛君） 本日はこれで延会をします。

延会 午後 2時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員